

6月23日から29日までの1週間は、 「男女共同参画週間」です！！

高松市では、この期間中、男女共同参画都市宣言（平成9年12月）の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事を行います。この機会に、男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみませんか？



◆令和4年度 高松市「男女共同参画週間」実施事業◆

◆男女共同参画に関するパネル展◆



会場	①高松市男女共同参画センター 交流サロン（たかまつミライエ6階）	②IKODE瓦町イベント展示コーナー （瓦町フラッグ8階）
期間	6月23日（木）～6月29日（水）	6月28日（火）～7月4日（月）
出展団体	・高松市男女共同参画センター ・男女共同参画センター登録団体	・高松市男女共同参画・協働推進課 ・香川県人権擁護委員連合会 ・高松法務局

◆女性弁護士による法律講座・相談◆



初めての離婚相談

～子育て世代の妻からの相談を例に～



日時：6月29日（水） 第1部（法律講座）13:30～14:50（30人程度）
第2部（個別相談）15:00～17:00

※個別相談→事前予約制、先着順、定員4名、1人30分程度、
第1部の講座を受講する必要があります。

講師：藤田 佳世氏（弁護士）
（相談員）

場所：高松市男女共同参画センター（たかまつミライエ6階）

申込方法：6月1日（水）から6月22日（水）までに、男女共同参画・協働
推進課へ電話でお申し込みください。（高松市在住・在勤の方に限ります）

◆お申し込み・お問い合わせ◆

→【高松市男女共同参画・協働推進課】

電話：087-839-2275 FAX：087-839-2125

Eメール：danjyo@city.takamatsu.lg.jp

法務省
人権啓発活動委託事業
主催：高松市